

平成25年度第3回協働支援会議

平成25年5月13日（月）午後2時00分

新宿NPO協働推進センター101会議室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、太田委員、伊藤委員、  
井下委員

事務局：地域調整課長、濱田協働推進主査、西堀主査、高橋主任

久塚座長 では、第3回の協働支援会議を開催いたします。定足数には達しております。

きょうの大きな議題は皆さん方、お手元にある（1）、（2）ということで、一つは各委員に採点をしてもらった結果がありますけれども、それについてということと、それから協働事業提案制度の見直しをした結果をいろんなところに反映しないといけないことがありますので、その2本ということになります。

では、その前に事務局から配付されている資料について確認をお願いします。

事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず1枚目は次第でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料1がNPO活動資金助成一次審査採点集計表でございます。

資料2が、25年度NPO活動資金助成一次審査一覧でございます。

資料3が、平成25年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領（案）でございます。

資料4が、平成25年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション質問票でございます。

そして、資料5-1が事前ヒアリングシートの見直しについてでございます。

資料5-2が、協働事業提案事前ヒアリングシート（案）でございます。その後ろに旧バージョンがございます。

資料6が、協働事業提案に対する担当課意見書（案）でございます。その後ろに旧バージョンがついてございます。

資料7が、審査方法等の見直しについて（案）でございます。

参考資料といたしまして、平成23年度協働事業提案に対する担当課一覧、その後ろに22年と21年がございます。

それから、参考資料2といたしまして、協働事業提案制度の見直しに関する報告書に記

載された見直し内容と25年度の取り組みの方向性についてでございます。

参考資料3が、協働事業提案採点表でございます。

それから、さらに机上配付させていただきましたものが、新宿NPO協働推進センターのパンフレットでございます。それと、その間に挟ませていただいたのが新宿区広報5月5日号の編集委員募集というのと、2枚目が、これは明後日発行になります5月15日号なのですが、こちらは縮小でちょっと小さくて見づらいののですけれども、第2面に「あなたの提案がよりよい地域社会に貢献します 新しくなった協働事業提案制度にご応募ください」という記事が第2面に大きく載ります。

この中に協働事業提案制度の説明会ということで、5月17日に伊藤委員に、講演のタイトルが「審査員が思わずうなる提案書」ということで、午後6時から8時半、区役所本庁舎で実施いたします。そして、次が宇都木委員の講演が24日金曜日ということで午前中になります。タイトルが「区民参加のまちづくり」ということでお願いしておりますので、両委員、よろしく願いいたします。

それと、もう一つがカラー版になっております。これは説明会とタイアップして行う協働事業提案の事業報告会になります。裏面を見ていただきますと4事業載っているのですが、24年度に実施しました事業の報告会と一緒に説明会をやるということでカラーのチラシをつくっております。

以上で配付資料の確認を終わりますが、そのほかにきょうは再度、助成申請書のファイルをお持ちいただいておりますか。もしお忘れの場合はこちらに用意していますので、よろしいでしょうか。

久塚座長 はい。では、いつものとおりなのですが、発言の前には議事録の関係でお名前を各委員言ってお願いいたしたいと思います。

では、議題の(1)ですが、第一次書類選考採点結果について、(1)の①です。それについて事務局から先ほどの資料をもとに説明をしていただきます。お願いします。

事務局 それでは、議題(1)のNPO活動資金助成の①一次書類選考採点結果について、資料をもとにご説明します。使う資料は資料1と2です。ゴールデンウィークの期間に各委員には採点をしていただきましてありがとうございます。その採点していただいた結果が資料1のとおりとなっております。審査基準ごとの各委員の合計点数です、これをあらわしたものが資料1となっております。

この結果に基づきましてそれを得点順にしたものが資料2になります。本日この第3回

協働支援会議の中では、プレゼンテーションに進む団体数についてご審議いただきたいと思っておりますが、例年一次審査の採点結果からは、得点が大体おおむね6割程度以上の6割程度以上の団体をプレゼンテーション実施団体の選定基準としておりまして、昨年度の例ですと申請件数6件で、全6団体がプレゼンテーションに進んでいるという状況です。

今年度の採点の結果につきましては、得点率が6割を超えた団体は9団体中8団体ありました。一番下の9位になる団体につきましては、資料にはちょっと載っていませんが、得点率は51.7%という結果になっております。

また、助成の予算額につきましては今年度300万円ですが、9団体の場合ですと今現在391万9,000円ということで、91万9,000円が予算の範囲を超えているという状況です。

本日、一次審査結果を踏まえまして、どの団体までがプレゼンテーションに進むかについてご審議いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

久塚座長 はい。事務局から説明いただきましたとおり今までの経過を含めて予算との関係につきましては、最終的に二次に進み、そして採択されるであろうものが出てきますけれども、団体数との関係で幾ら超えるのか、内輪でとまるのかということが出てきますので、頭の中に全部入ってくると大きく超えますよというのは前回のとおりですし、それから高橋さんが先ほど言ってくれた6割程度というラインの引き方をしても300を超える形になっているというのは事実です。きょうの判断を左右するものではありません。

では、この点について今まで6割ぐらいでラインを引くといいますか、一定の基準を設けて、その基準を超えた団体に第二次の審査に進んでもらうということを考えてはどうかということなのですが、ご意見は。

特にいいですね。8団体目がちょうど6割ぐらいなのですね、ギリギリ近いという部分で。

久塚座長 はい、宇都木さん。

宇都木委員 プレゼンテーションというのは何卒とってやっているのだけ。

事務局 今までですと大体13団体までは参加できるぐらいの時間はとっています。

宇都木委員 16時2分までで？

事務局 今年度ですと、9団体すべて入っても5時前ぐらいには終わるような時間で組んでありますので、プレゼンテーションの時間への影響というのは。

宇都木委員 ない？

事務局 全部プレゼンになっても時間的な問題はないです。

宇都木委員 それでは、全部で9団体か。

久塚座長 はい。

宇都木委員 だから、これ6割を、大きく下回ったというのが、申請番号③だけか。だから、これだけ除いてやろうよ。

野口委員 いいのではないですか。

宇都木委員 8団体。

久塚座長 パーセントで行くと先ほど事務局からの動きがありましたけど、51.7%というパーセントで、8団体目のところは60.3%、60%を超える。ちょっと差がつかれましたですね。一番高いところがもう8割ぐらいの点数になっております。メリハリはついたということで、そのほか発言ございませんか。

はい、関口さん。

関口委員 関口です。念のため確認なのですが、この申請番号③の団体さんの各委員の採点というのは、比較的こう皆さん大体下のほうについているのか、それとも何かこうすごく評価されている方とかも中にはいらっしゃる？

久塚座長 本当はすごいというのが分かれています？

関口委員 そうですね。

久塚座長 事務局は持っています、私はいただいております。

事務局 全体からしますと、その50何%という、例えばオールCをつけると6割という形になる中で5割強ですので、全体的にはやはりその低目の評価というのはあったのですけれども、その中でも高い評価を、ある一定の結果を見て評価を高くしている方ももちろんいらっしゃいます。

関口委員 あとはマイナスが大きいということですかね。

竹内委員 マイナスが大きい。

事務局 そうですね。この資料1のほうで行きますと。

竹内委員 実績が悪い。

事務局 実績のところの部分というのが。

宇都木委員 それはそうだ、15人しか集まらないのだから、もう数というのは大体言ったらどこからか。

久塚座長 これ、マイナス二つというか、そういうふうに反映しないとどうなりますか。

事務局 これがそのまま仮にゼロにした場合ですと213点。

久塚座長 微妙だな。

事務局 その場合でも60.8です。

関口委員 では、だめですね。

久塚座長 211と一緒によね。

伊藤委員 うん。

久塚座長 211というのがギリギリのラインのところだから。

野口委員 書類審査で落ちるということでいいのでないの。

久塚座長 かなり厳しいと言えば厳しい。

宇都木委員 みんなそういう点数をつけているでしょう、これ。

久塚座長 うん、そうですね。ずっとよく参加してもらったけれども、どうもなかなかやり方がかたくなな感じというかな。いろんな人をこう受け入れるという感じではなくて、内だけに固まったというか、そういう感じで。井下さん、大丈夫？

井下委員 大丈夫です。

伊藤委員 いいですか。

久塚座長 では、伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 今のエコツーリズムの話なのですけど、多分推測です。1年目のをやって、2年目の助成金がこうなってしまった、今度は3回目じゃない。それのときのを評価していった、多分このマイナスのところが多くなっていくわけ、多分。どんどんわかってくるとマイナスが多くなったような気がするの。そこをちょっと確認できたらなと思って。

久塚座長 去年とどうかと。

伊藤委員 そうそう、その前と。やるたびにマイナスがふえているような気がする。そうすると皆さんの実態がわかる。やっているものの実態がわかってくるとマイナスがふえていくという構図ではないかなという気がするの。

久塚座長 きょう持ってきているかな、事務局。去年のものってある？

事務局 点数ですか。

久塚座長 うん。

伊藤委員 評価のマイナス。

久塚座長 去年の何番目と電卓はじいて、その1年目との差というところ、右肩下がりになってきているところとか。なかったらいいですよ。

事務局 一次審査では全体の中で60.6%です。

伊藤委員 同じだ。

太田委員 やっぱり。

事務局 212点という結果。

伊藤委員 マイナスは？

竹内委員 マイナスを入れて60？

事務局 マイナスを入れてのところです。

久塚座長 初年度は。

事務局 初年度ですと、一次審査の順位で行きますとトップで66.6%、233点という結果でした。

久塚座長 何かみんながっくり来て点数がこうなったみたいなイメージですね。

伊藤委員 そう、期待した以上に出なかった。

久塚座長 これからの課題です、NPOをどう育てていくかという活動も含めて。

伊藤委員 そうそう、うん。

久塚座長 NPOはNPOで自主的にやっているというのも自由だけれども、こういうこととの関係でまちづくりにどう生かしていくのかと考えたときに、もう少し働きかけてと言ったら変だけど、何かいい方法はないかなという課題はあるのでしょうか。

野口委員 そうですね。

宇都木委員 やっぱり自分たちでやっていたのではだめなのだとすることはちゃんとわからないといけないね。多くの人たちが参加をして関心を持つことが必要なことだから。それがだんだん減っていってしまうということは、それは人数というか。

久塚座長 だから、関心を持ってもらうような方法というのはあると思うのですが、何か。それはそれでいいとして、では一つ目の議題ですけれども得点順位で8番目の団体までというふうにしたいと思います。よろしいですね。

関口委員 はい。

久塚座長 では、8団体が再来週来ていただける団体というふうになります。

あと実施方法なのですが、8団体ということで事務局のほうに進め方をよろしく。

事務局 では、8団体という形で決まりましたので、この8団体でのプレゼンテーションの実施方法についてご説明いたします。前回、第2回の協働支援会議の中で、プレゼンテーションを公開にするというところと、発表時間を8分、質問時間を8分という形で、

また代表質問者を置く形で質問をするというのをご審議いただきまして、それも含めましてこのプレゼンテーションの方法についてまずご説明させていただきます。

プレゼンテーションは説明8分、質問8分という形で行いまして、その方法については団体の自由としておりますが、時間については準備時間も含む形としております。また、プロジェクターを区のほうで用意しますのでパワーポイントを用いたプレゼンも可としております。

本日資料3という形でお渡ししているものがプレゼンテーションの実施要領の案で、こちらは8団体を想定した時間配分となっております。各委員の集合時間が12時半にちょうどこちらのお部屋に集合していただいて、質問の内容の調整などをしていただいて1時にスタートし、16時40分に支援会議が終了する予定となっております。

公開プレゼンテーション自体は16時ごろ終了する予定となっております、その後にもた一次審査と同じ採点表を用いまして審査員の方に最終審査をしていただいて、事務局のほうで集計して、その結果につきまして支援会議を再開していただいて助成団体を決定するという流れとなっております。

本日は、代表質問する方、どの団体がどの方になるかというのをご審議していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

久塚座長 今まで幾つかの団体に呼びかけていたのですが、事前にその質問事項を資料4にあるような委員さんたちに書いて出してもらって、全く質問がないというところも極端に言えば存在するわけで、質問を書いてもらって、それを参考にしながら代表者を決めるという方法もあるのですけれども、きょうはある程度事務的なこともあります、進めさせていただければと考えておりまして、各委員がどこかに入っていただくというふうに決定できればと思いますけれども。

2週間ぐらいの間にいろんな質問が出てきたものを整理して、事務的にはどうなのか、当日ではなくて1日か2日前に整理したものをその代表質問とかそういうところに。

事務局 では、質問票に関するちょっと説明も先にしてもよろしいですか。

久塚座長 そうですか。では、引き続き資料4を使いまして。

事務局 代表質問を行う流れとしましては、まずは各委員の方に団体ごとに質問をお考えいただきまして、それを5月21日火曜日までに事務局にメール等でお送りいただくという形をお願いできればと思っております。質問票のフォーマットにつきましては、ちょうど第2回の支援会議が終わった後に事前にお送りさせていただいておりますので、それ

をお使いいただいて21日までに送っていただければと思っております。

久塚座長 それは代表質問者ではない方もここにこういうことを聞いてほしいということを書いてよろしいわけですね。

事務局 そうです、はい。各委員にまずはシートを出していただいて、21日から届きましたら事務局で取りまとめ作業を行いまして、各委員のを団体ごとに集計しまして、5月23日までに各委員へ団体ごとに集約した質問票をお送りしますので、その代表質問者になられた方は特に把握していただいて、どういったことを質問するか、想定も含めて準備していただければと思っております。

久塚座長 いつも代表質問者を決めているけど、飛び込みというか、もう本当にこれだけというのはあれば、議長がやめさせるわけではないので。

事務局 はい。例年ですと8分、ことしも8分ですけども、その中で代表質問者が6分で終わったら残り2分あるので、追加である方という形で挙手していただくなどしてご質問をいただいたりというのは昨年も一昨年もそういう形をとっております。

久塚座長 だから、独占するというよりは、責任を持ってそういうことを仕切ってということが代表質問者というふうにお考えください。

事務局 そうですね、はい。

久塚座長 では、事務局が資料3を使って説明しましたとおりです。

久塚座長 この様式については質問は8個までということ。

事務局 8個まで枠がありますけど、それを9個、10個つくっていただいても問題ないです。

久塚座長 私はもう早とちりで8団体というふうになったら、団体ごとの。

事務局 団体ごとのシートです。

久塚座長 一つの団体ごとでよろしいですね。

事務局 はい。

久塚座長 では、決めますよ。では、それぞれ同じというわけにはいきませんので。

伊藤委員 8団体だからだれかが二つになるのだ。

事務局 そうです、どなたか。

久塚座長 そうですね。向こうから行こうか。

宇都木委員 いや、割り振りしてくれればいいよ。

伊藤委員 いいよ。



事務局 よろしいですか、事務局一任でも。

伊藤委員 どうしてもやりたいというのがあれば。

久塚座長 では、どうしてもこれという。

事務局 ぜひ。

久塚座長 はい、太田さん。

太田委員 ちょっとウオーキング協会、もし可能であれば。すみません、婚活がちょっと気になりますので、可能であれば。

久塚座長 ねえ、婚活、この間から。

太田委員 私が4分質問しますので、残りを皆さんで。

久塚座長 いや、全部やってください。

太田委員 ウオーキング協会で。

久塚座長 もう本当に一般的に大事なテーマではあるのですよね。

太田委員 そうですね。

久塚座長 区長さんもおっしゃっていたように非常に高いパーセントでとおっしゃっていただきました。

野口委員 では、いいですか。

久塚座長 はい、野口さん。

野口委員 高麗博物館。

久塚座長 申請番号7番になるのかな。

野口委員 はい。

久塚座長 今、二つ立候補がありましたので、それをもうそのまま採用したいと思いますので、あと残っていますがどなたか。

関口委員 では、私は子ども劇場さんをやらせてください。

事務局 はい。

久塚座長 子ども劇場はどれ。

関口委員 1番です。

久塚座長 ほかはどうでしょうか。竹内さん、どうですかね。

竹内委員 どこでもいいですけれども、特に。では、どうしましょう、上から順番に。

久塚座長 CAP？

竹内委員 するとCAP。

久塚座長 独自のシステムを持っていますからね。CAPユニットをお願いします、竹内委員。

久塚座長 はい。

久塚座長 宇都木さんはいかがでしょう。

宇都木委員 いや、どこでもいいですよ、私は。

久塚座長 では、伊藤さんは。

伊藤委員 どこでもいいです、残ったところで順番に。

久塚座長 井下さんは。

井下委員 いや、どこでも。

伊藤委員 どこでも、いや、いいのだよ、だから言ってしまっ。

井下委員 いやいや、いいですよ。

伊藤委員 では事務局が決めて、この人がふさわしいというところを。

久塚座長 事務局に一任です。

事務局 では、それをお送りする。

関口委員 今決めて。

伊藤委員 うん。

事務局 では、もし一任いただけるならこちらで相談しまして。

久塚座長 ああ、そうですか。

事務局 はい。

事務局 そうですね、8団体で7人というところで、2団体やる方をどなたにするかだけちょっとお決めいただけると、こちらから。

竹内委員 質問の内容がわかるといいのだけれども、本当は。

久塚座長 伊藤さん、二つやる？

伊藤委員 いいですよ。

久塚座長 では、伊藤さん。

事務局 はい。では。

久塚座長 では、そういう形で、あとは井下さん、伊藤さん、宇都木さんにどれがどうなるかは割り振りを事務局のほうでお願いいたします。

事務局 はい。

久塚座長 座長的に確認する、何らかの事情があつて来れないとか遅刻するとかという

こともあるかもしれませんが、自分が当たったところはそうですけれども、ほかの委員が担当するというふうになったところについても、質問票などを見ていただいて協力して審査に当たっていただければというふうに思います。

事務局さん、これで1番目の議題は終わり？

事務局 そうです。では、今決まっている方だけ確認をしてもよろしいですか。

久塚座長 はい、はい。

事務局 あそびと文化のNPO新宿子ども劇場は関口さん、CAPユニットが竹内さん、高麗博物館が野口さん、新宿区ウォーキング協会が太田さん。で、残り割り振りさせていただきまして、伊藤さんが2団体の質問をしていただくという形で、データにつきましては5月21日までに皆さんから各団体の質問をいただきまして、5月23日までに団体ごとに集約して、資料4で言えば代表質問者何々委員という形で名前をこちらで入れさせていただいたものを各委員にお送りしますので、内容をご確認いただいてご準備いただくという形でよろしいですか。

久塚座長 はい。

竹内委員 事務局の時間が2日しかないですけど大丈夫でしょうか。よく中身を読まないといけないと思いますけれども。

事務局 既に何名かの方からもいただいておりますので。

竹内委員 ああ、そうですか。

事務局 準備を先取りしてやっていきますので。もちろん。

久塚座長 恐らく僕も学会のシンポジウムで今度司会するけど、大体想定できるのだよね、これについての質問、これについてと枠組みがあって、それをその中に入れていくような話になっているでしょうから。ただ、そう言っても仕事はこれだけではないけど。

竹内委員 そうですね。

久塚座長 なので、2日間で大変だと思いますが。

事務局 23日の夜ギリギリかもしれませんが。

久塚座長 ええ、だから各委員が。

竹内委員 出す日がずらしてくれているから、こっちはいいのだけど、そっちが大変ではないかと。

久塚座長 皆さん方の質問をぜひ少し早目に出していただければ。

では、事務局、大変だと思いますけれども整理して、また委員に返してあげてください。

では、初めの議題を終わりにして二つ目ですけれども、長い時間をかけて見直しをしてきました協働事業提案制度が動き出すということになりましたが、いろいろな意見をいただいて制度に反映したのですが、それを実施、施行していくに当たってさまざまところで制度改変に伴う手直しをしなければいけないことが出てきていますので、それをめぐっての議論というところになっていきます。

では、一つ目の事前ヒアリングシート・意見書の見直しについてです。では、事務局、お願いします。

事務局 それではこちらのヒアリングシート・意見書の見直しの前に参考資料2という資料をお開きいただきたいと思います。このA3の1枚の協働事業提案制度の見直しに関する参考資料の2です。この参考資料2は、第1回の協働支援会議のときにもご提出している資料なのですが、既に4月に委員の皆様を確認していただいたものについては、シャープブルーの色になっております。5月に取り組むものについては赤字になっております。

久塚座長 よろしいですか。みなさん。

事務局 特にこの下線が引いてある部分について、今回の第3回支援会議で委員の皆様にご確認いただきたい部分でございます。

久塚座長 はい、下線を引いてある部分をちょっと読んでもらえますか。

事務局 「25年度事業募集に当たっての事前ヒアリングシートへの所要人員算定様式の追加」というのが二つの項目で同じ文章が入っております。その下に、「事業担当部長を加えた審査体制の構築・配点割合の検討」とございます。この2点について今回ご議論いただきたいということで、今度は資料5のほうにお戻りいただきたいと思います。

久塚座長 はい、ではちょっと資料5、出てきますか。

事務局 資料5-1と5-2です。隣に置きながらちょっとごらんいただきたいと思います。資料5-1というのが事前ヒアリングシートの見直しについてなのですが、これは資料5-2のそれぞれの項目を一覧表にしたものが5-1になっております。この下にさらに今までの赤字が入っていない旧バージョンがございますので、旧バージョンのほうもごらんになりながらということになります。

久塚座長 ちょっと待ってよ、みんな追っかけてきていないかもしれない。これが3点セットになりますが、大きいのではなくて一覧表になったのと、案と書いたのと、ヒアリングシートで案が入っていないのが旧バージョンになります。案というのは赤字が入って

いるものになります。ですので、どこがどう直ったのかというのがそれぞれについてあるという形をとっています。いいですか。

はい、では、説明をお願いします。

事務局 それでは、この事前ヒアリングシートというのが、今回は5月20日の月曜日から6月25日火曜日までの募集になりますけれども、その後に各事業課に書いていただく資料がこの事前ヒアリングシートになります。こちらが7月8日月曜日までの締め切りでご提出いただくものなのですが、まずこの1番の項目です。これ、現行で事前相談の有無について確認している欄でございます。ここにつきましては、第1回の協働支援会議で確認シートの内容についていろいろご議論いただきました。その確認シートとの表記を統一したということで、括弧の中に「いつ・どのような方法・どのような内容」という具体的なことを記入させていただいております。

久塚座長 はい。

地域調整課長 ちょうど3月のときの会議でこれをご議論いただいたかと思うのですが、それでこの中でNPOさんのほうに企画提案書を書いてもらったときに、あわせてセルフチェックをしてもらうための確認シート、ちょうどこの中段のところに、企画提案書の作成に当たって区の事業担当課に調査・事前相談を行い、行政計画の考え方や区の抱える地域課題・区民ニーズ、区の事業の実施状況等の確認を行いましたか、行った、行っていない、行った場合には行った部署、丸々課とどのような方法で、いついつ訪問したとか、いついつ事前相談を行ったとか、これに対応するような形でちょうど5-2のところ、その具体的な内容ということで、いつ・どのような方法で・どのような内容でということ、これを区側の担当課のほうにも書いてもらおうと。

久塚座長 それがずれていると何か微妙ですよ。

地域調整課長 ずれていると非常に微妙なことになります。

久塚座長 微妙でとまらないかもしれないけれども。よろしいですか、今、四角の中の説明は。では、続けてください。

事務局 次の2番目の質問が、現行では区からの課題提起をとらえているかという質問だったのですが、今回の見直しを踏まえまして文言整理をさせていただいております。今までは課題だけでしたけれども、区から今度情報提供をすることになりました。行政評価の経常事業についてと、あと協働事業の進捗状況ということで101事業についてです。この二つのフレーズを入れ込みました。それが2番になっております。

1枚おめくりいただきまして3番になります。これは法令への抵触・法令上の問題についてでございます。今までの旧バージョンが該当する法令の下に「抵触する内容」というふうに書いていたのですが、こちらを「問題となる内容」というふうに文言整理をさせていただきます。

次に、4番目なのですが、現行は区民ニーズをとらえているかという質問だったのですが、見直しでは審査基準をより踏まえた文言整理をさせていただきます、「提案事業は、地域課題・社会的課題をとらえていますか」という質問に変えております。それぞれ赤い部分を変えたところでございます。

5番目の質問については旧バージョンと同じでございます。

6、7、8につきましては、文言整理で並べかえてはいるのですけれども、旧バージョンの6ということで、こちらの文言はこのままなのですが、新しいバージョンでは8番目に持ってっております。

旧バージョンの7番目です。これは提案事業の実施方法について聞いているものでございます。見直し後は、提案事業は協働事業として実施すべきかどうかということで、これは公益性による判断・評価で、提案内容から見た区のかかわり方ということで文言を整理しております。提案は実現性がある事業と考えますかという質問になっております。

1枚おめくりいただきまして旧バージョンの8は、提案事業は協働事業として実施できるかどうかという質問ですが、こちらは区が事業主体となった協働事業、委託事業なのですけれども、事業主体として実施できるものかどうかということがあって質問を変えております。「提案事業は、協働事業として実施すべき事業と考えますか」ということで文言を整理しております。そして、番号も並べかえております。

9番、10番、11番については現行どおりということで、ご提示しております。

これにつきまして、まずご議論いただいてよろしいでしょうか。

久塚座長 はい。

事務局 それで、先ほど参考資料2の大きなのをお示しいたしまして、ここで「25年度の事業募集に当たっての事前ヒアリングシートへの所要人員算定様式の追加」というふうに先ほど申し上げたところなのですけれども、ではこのヒアリングシートにその人員を書くところがないではないかというご意見があるかと思いますが、こちらは事務局のほうで議論しまして、ヒアリングシートで各事業課に書いていただくというよりも、二次審査の段階で協働事業に対する担当課意見書というのが、8月上旬ぐらいまでに担当課が書く

ことになっているのですけれども、そちらで書いたほうがよいのではないかということで、ここのヒアリングシートではあえて落としております。

久塚座長 はい。ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、先ほど参考資料2でアンダーラインを引いたところを読んでもらいましたけど、それが先ほどの参考資料5-2と旧バージョンの中でどう絡んでくるかという、そこから形が消えてしまって、第二段階に進んだときにそのアンダーラインを引いたところについての所要人員等について表現してもらおうという形になったという理解でよろしいのですか。

地域調整課長 はい。

久塚座長 では、人員については次のステップに進んだ後でというところにちょっと置いておくとして、旧バージョンの案がついたもの、赤字で直した形のものをごらんになってこのような形でよろしいですか。見直しをしたものが反映されているという。

はい、伊藤さん。

伊藤委員 伊藤ですけど、この新しいバージョンも旧バージョンもそうなのですが、この3番目。

久塚座長 3番目。

伊藤委員 うん、法令上実施できないと、あまりそういうのはないのだけど、抵触する部分があるというのが出てくるのだけど、法令にたがうと言ったらおかしいけど、そんなのが出てきたときには、その後何も進まないよね、これは。やることないものね、事業として法令上にこうなってしまったら。これ、2番、部分的に問題ありというのは、その問題部分を変えればいいけれども、その事業として。

事務局 そのものが法令に違反するというわけですよ。

伊藤委員 うん、そういう部分だとどうするのだろう。

地域調整課長 法令上実施できないというよりも。ここは法令上は問題ありなのです。

伊藤委員 だよね、実施できないのだからしょうがないものね。

地域調整課長 法令上問題あり。

事務局 はい。

宇都木委員 NPOと担当事業課が事前協議をして、にもかかわらずそういうのが出てきたときにどうするかという問題なのか、事前協議で法令上の問題があったよ、法令上、何か抵触するところがあったら、それはもう事前協議の段階でペケになるはずですよ。つまりそれは提案しても通しませんよという話になってしまうから、これは提案しないという

ことになる、大体普通は。

にもかかわらず出てきてしまった提案は、それでも構わないわけだよね、出てきても。

地域調整課長 団体さんの自由意思ですから。

宇都木委員 うんうん、出てくる。つまりそういう事前上のチェックのためにこの項目があるというふうを考えてつくっているのだと思うのです。だから、そこはそういうふうなことを意味していることなのだというふうにしないと、事前協議の意味がなくなってしまうので、だからそこは。

久塚座長 以前ありましたよね、法令の問題でその権限とか管轄の話だったと思うのだけれども、何だったかな、委譲だったか。

伊藤委員 よく出てくるのが個人情報と区から欲しいと。それがないとあまり進まないというのがあったときにここに出てきたよね、個人情報に抵触するのでどうのこうのと。それは個人情報のやつを区からもらわなければいいという話でいいわけだものね、そういうのは。そういうのと違う、宇都木さんが言ったように根本的なものでかかわってくるもの、どこかこう差別が入ってしまっているとか、そのやつに。

久塚座長 何かこの提案事業だったかどうか、だれか記憶していないですか、ずっと以前に国の管轄だというもので、なかったかな。

宇都木委員 法令上事業が困難な場合というのは、それはあるのです、法律に抵触したやつはできないのだ。それはそうなのだけど、提案する側はやっぱりそれでもこういう事業をやることによってこっちのメリットのほうが大きいと、市民運動なんかそういうものがたくさんあるわけです、少々ぶつかっても。それは運動で解決していくのだから、それを最初に全部だめにしてしまったらちっとも進まないのではないかと。市民にとってどこが都合がいいのかという判断は、必ずしも法令や今の市民の生活実態からして適切かどうかというのは別問題だから、市民運動の側はそういう提案が出てくる。

それが事前協議で一たんだめになるけれども、しかし我々はそれを突破して住みよい制度だとか仕組みをつくっていくためにはやっぱりこういう運動も必要なのだというふうに。だってやっぱり市民運動側は提案してくるわけです。

だから、そういうときにこれがもう1回行政のほうとしては、協働事業としてはここがひっかかるからできませんよという法令上から見て、現実的に行政の側は条例に触れるところがあつたらできないとこうなるわけで、そういうチェックをもう1回ここでしようということだとすれば、それはそれで意味があることなので、そういうことなのだよという



ことにしておく、理解が統一できていればそれはそれでいいのではないですかね。

関口委員 例えばその各種の許認可が前提となる事業というのはいっぱいあると思うので、現時点で例えばとれていなくても、その事業開始までにとれていればいいというのも結構あるではないですか。そういうのも含めてだから問題ありというか、クリアしなければいけない条件があるよというのがこの検討の中で明らかになれば、例えば古物商の免許が必要なのだねとか、介護保険事業所の指定が必要なのだねとかいろいろあるではないですか、公共法の免許が必要だとかいろいろあるわけで、そこら辺は。保育士をあと何名雇わなければいけないとか。

久塚座長 そうそう、だと思えますけどね。

関口委員 ええ。

宇都木委員 そういうことをもう1回行政の側が出てきたときの再チェックの項目なのだという、チェックはいいので。

関口委員 だから、問題ありのほうがいいとは思いますが。実施できないとなってしまうと、それは実施できないという。

伊藤委員 クリアする部分があればできる。

宇都木委員 だって無認可の宅老所なんかなんていうのは、それを協働でやろうと言ったら多分行政のほうはそれ、できませんとなるのだらうと思うのだけど、市民運動のほうは平気なのだよ、そんなものは。それが保育所だってそうでしょう、同じこと。困っている人を助けるためにやるので、それが法令違反だと言われよう何だらうとそれはいろんな方法でやると。

だけど、それはその形態がもう既にだめなのだと言えば、それはもうそこから先に進まないわけです。

関口委員 あとは今のご時世、いざとなれば特区とかもありますよね。

宇都木委員 いや、それは。

関口委員 いや、いや、いや。

宇都木委員 すべての話になるから。

関口委員 そうなのですが、第三次一括法でしたか、地方分権一括法とかでも大分権限等々もおりてきているではないですか、独自の条例、基準、義務づけ、枠づけとかも大分緩和されつつあるので、だから本当はその問題ありと言われたところにNPO側が、ではこういう制度を使って緩和してくださいとか、こういうNPOができるようにしてくだ

さいと言えるぐらいになればもっといいとは思う。

久塚座長 まあ、先はね。本当は何かやりたいというのが出てきて、どこでひっかかるのかということを積極的に見つけて、それを突破するみたいな形のもが出てくればいいのだと思うのですけれども。

関口委員 特に活動資金助成と違って協働事業はやっぱりそういう新たな突破力というか政策提言というか、そういうのもある程度求められる基本的な事業ですから、ここでくじけないで、問題ありと言われたらその問題をどうクリアするか。

久塚座長 だから、NPOだけではなくて新宿区にとってもそれでちょっと実験的にいろんなことを工面してできるということが、国だとか法令との関係でなってくれば目玉になるから。

関口委員 うん、そうですね。

久塚座長 何か1個できればいいなと思うのですけど。

宇都木委員 僕たちもそうです。これはこれでだからそういうチェック、項目はそういう意味だということだけみんながわかっているから。

伊藤委員 うん、チェックするほうもわかっているね。

宇都木委員 うん。

伊藤委員 それがバラバラだとまた変なになってしまう。

久塚座長 そうそう。

宇都木委員 はい、了解。

久塚座長 よろしいですか。

竹内委員 では、ちょっといいですか、竹内ですけど。

久塚座長 はい、お願いします。

竹内委員 7番目なのですけど。

久塚座長 7番、ちょっと待って、新しいほうの。

竹内委員 はい。ここに赤字で公益性というのを外しているのですが、これはなぜ外したのでしょうか。

伊藤委員 一番頭のところね。

地域調整課長 ここは今回区の委託事業であるということからすると、区の事業ということですので、一定の公益性があることは前提にはなってきます。それで、むしろここでいろいろ考えたのは、その前の3ページのところの提案事業は実現性があると考えますか

ということで、もともとこれは実施方法についてはどう考えますかということで、選択肢で聞いているのは実現性とか実現可能性のことを聞いていたのです。

それで、こここのところ、その問いかけは行政の事業である以上公益性が高い、低いという判断があるのかどうなのかというところはひとつご議論の部分はあるのだとは思いますが、すけれども、むしろ協働事業として実施すべき事業であるかどうかという、この辺が要はやる意味がありますか、ありませんかというようなところを聞くときに、要は6番の問いとのかぶりをどの程度まで住み分けを効かせて、あるいはかぶりがあるか、ないかというようなところで、それでこういう整理をしてみたものです。

久塚座長 今回の説明ともうちょっと角度を変えると、判断基準でプラスとマイナスの分かれ目が、公益性が高い、低いということでプラス、マイナスを振ってしまうと公益性が高い、低いではなくて、協働事業として新宿区でやっていく限りは協働、公益性はあるのだという前提で、協働事業としてどうだということをそもそも考えようということではないですか。

地域調整課長 ああ、そうです、すみません。座長のご指摘のとおりです。

竹内委員 ただ、ちょっといいですか。例えば4番目にニーズのところに地域課題とか社会的課題と入れたわけですが、単なるニーズではなくて。そういう点からすると、この7番目は例えばですけれども、公益性とか社会貢献性というのをそこへ入れておいたほうが明確になるのではないですか。

久塚座長 竹内さんがお話になっている公益性と、事務局が、あるいは私が使った公益性とちょっと。

竹内委員 違うのですか。

久塚座長 意味内容が違って、行政が一般的に住民に行くことというのは当然公益性を持っているのだという意味で私どもしゃべったのです。竹内さんの理解だと、NPOや新宿区が行うということを4番との関係で言えば地域課題だとか社会的課題というふうに4番のところでは言っている、それに近いような事柄が7番に入っていないかという。

竹内委員 ああ、そうです。

久塚座長 ご提案ですね。

竹内委員 そうです。で、協働事業だから中身としては、例えば地域課題や社会課題というのが一つあって、その一つが公益的・社会的貢献性というようなところが入ってくるので、そこをここへ明確にしておいたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

久塚座長 協働事業として実施できる、あるいは実施すべきでないということの中で、ここの7番の問いというのは判断基準として何を置いたのかということですよ。

竹内委員 ああ、そうです。

宇都木委員 ちょっとあまり僕はそう、ここは講座のときになんか思っているのは、つまり公益性が低いからダメだということ、答えなのです、公益性が低いというのは。実施すべき事業と考えますかという、ノーと言った場合は公益性が低いからノーなのです。そのノーのその答えが、公益性が低いというのがここでのその具体的な理由は公益性が低く、区としての事業、協働事業として認められないとこうなるわけです、ここは。

竹内委員 前はそういうふうに入れていたのです。

伊藤委員 答えでね。

竹内委員 うん。

地域調整課長 座長、今回特にその事業の目的のところからして、地域の課題を解決するための区の委託事業であるということを改めて明確にしています。それで、NPOさんからその事業提案がなされた場合に、本当にNPOの数だけ多種多様な事業提案がなされるということはこれまでもそうでしたし、活動資金助成もそうだったと思うのです。

よくあるのが例えば助成金のほうで何年かやってみて、けたが1けた多いから提案事業のほうにというのも、結構これまでもあったと思いますし、今回ももしかするとあるかもしれません。そういうものがむしろこの提案事業で企画書が出されてきた場合に、それはむしろどこまで行っても例えば助成事業にはなるけれどもやっぱり区の委託事業にはなるよね、ならないよねという判断はあるのかなと。それは公益性が高い、低いという判断もあるのだと思うのですが、その事業のありようみたいなものを、そういうものからしてやはり左から二つ目の選択肢のあたりところなのですけれども、ある程度の区のかかわりの必要性は認めるのだが、これは本当に委託事業としてやるべきなのだろうか。むしろ団体の自主事業としてやっていくほうが事業のありようなり、ありていからすると望ましいのではないだろうかというのもあるのかなというところで公益性という言葉が消している部分です。

久塚座長 もともとはその問8にあったのは、NPOがバンバーンと突っ込んできてこういうのをやりたいと言って、区は少しおたおたとしてどうしようかなと考えたときに、最終的には区が事業主体となった協働事業、委託事業としてやると言っているものをもっていくような結論になってくるのだけれども、NPOがリードして区と一緒にこうやって

いくのか、あるいは区があくまで事業主体としたものとなって進めていくのかというところで揺れてくるわけです、進み方が。

制度の見直しの中で今までも当然だった、そうだったわけですがけれども、区の事業であるということを確認するようなところで協働事業を委託事業として実施すべきだと考えますかということで、区が事業主体となったというのを取っ払っているわけです。それがどこに反映してくるかという、左から二つ目の「ある程度の区のかかわりの必要性は認めるが」というところに多少痕跡として残している部分がそこだということになって、要は区が事業主体となった委託事業として実施すべきかどうかということの結論の部分で公共性というのをわざわざ入れるかどうかということですかね。

区が協働事業を委託事業として行うのだから、区としては公共性がないものは行わないということなので。あるのと、ないのとがどう違うのという、問い詰めていくとあってもいいのかな。当然公共性というのを判断基準に入れていいのかなと。先ほど宇都木委員が発言されたけれども。

地域調整課長 そういう意味において公益性が低いものは区の事業として実施すべきものではない。それは多分真なのです。ただ、その区の事業として実施すべきものでないものは、公益性が低いものだけなのかというと、先ほど申し上げたやはりその事業のスタイルなりありようみたいなもので、そこはだから今ちょっとそれがスパンと言えないのですけれども、やっぱりそういうものもあるのではなからうかと。

久塚座長 だから、一つの点数をつける場所ということですよ。だから、公共性は低いけれども頑張って実施しようというようなものもあるという動き、理解でよろしいのですか。もう低かったら実施しないみたいなことなのですか。

地域調整課長 例えば行政の事業課長として書くのであれば、やっぱりその公共性なり公益性が低いものを区の委託事業として積極的に採択する方向に働くかどうかという、これが例えば一番左側だとか左から2番目ぐらいのところだと、その具体的な理由のところは、どっちかというマイナスイメージの書きぶりになると思うのです。

例えば事業としてはすぐれた提案であると行政としては考えるけれども、果たしてこれが区の委託事業としてやっていくべきような事業の内容なのだろうか、どうなのだろうかというようなニュアンスなりトーンとしてはそのようなことが多分コメントとして書かれてくるのではないのでしょうか。

久塚座長 これとは意味が違うのですが、区の事業として実施するべきほどの公益性は

ないとか、そういうのと意味が違うのですか。

地域調整課長 そういうこともあるのだとは思っています。

久塚座長 ああ。だから、前に出てくると大きな理由みたいな感じですよ。

地域調整課長 はい。

久塚座長 だから、公益性がないからはなからだめというよな、要するにこう右、左に分けていくときに、要するに公益性ということがすべてなのだというふうに見えてしまうのが7番の赤字が出てきたときに。

地域調整課長 そうですね。前からかけてしまっていますから。

久塚座長 ええ。ところが、結論としてそれを使う、要は表から消しておくということをやれば、区の事業として実施するほどの公益性はないとか、それほど高くはないとなると、一つのレンジがこうあって、こう分けていくときの判断がゼロなのか90なのかというところで分かれて使っていただけますよね。

宇都木委員 だからそれは分かれるのです、どこへ行っても。公益性の理解が違ってしまえば、我々がこれは公益性があるものだという認識が、その公益性をめぐる議論がある以上はもう当然いろんなところで出てくるのです、その議論は。それはもう出てきてしょうがないのです、それは。だから、市民運動の側から言うと確立された公益性なんかそんなの、これが公益性ですなんていうのはそんな簡単に定義できないです。

だから、人間生活にかかわることはすべて公益性だといえば公益性、公共といえば公共性なのです。そういうふうに広く考えたら選択の余地はないのだけれども、そんなので基準にして選択すべきことではないのかもしれないが。

久塚座長 そうです、そうするとわかった。ずっと平行で、ここに竹内さんが入ってくるともう三すくみになってきて、竹内委員がさっき言った問4があるではないですか。地域課題・社会的課題、それと公益性というのを三つの矢ではないけれども、三つの。そうすると、提案事業は協働事業、委託事業として実施するに当たっての公益性を持っている事業と思いますかみたいな、考えられますかみたいなことを問いにして、そのレンジが左からあって、そこでさばくというのは違うのだ、意味が。公益性が高い、低い。

竹内委員 裏返せばそうなのでしょうね。

久塚座長 だから、下に入れるともう理由みたいではないですか、そもそもの。

宇都木委員 理由だよ、理由になるのだ、それが、答えなのだ。

久塚座長 うん、だからこういったところに。

竹内委員 でも、前はそれに。

久塚座長 公益性ということを判断基準に入れて判断するのがこの7番ですよということを入れたいのでしょうか、竹内さんは。

竹内委員 いや、協働事業の要するに規定ではないけど。

久塚座長 そもそもの中に。

竹内委員 公益的・社会貢献というのが入っているので、それが。

久塚座長 はい、それを使う。

竹内委員 ここの中にはどこにも出てこないのを入れておきたいというのが趣旨ですけども。

久塚座長 そもそも協働事業というのは幾つかのクオリティーというか性質を持っているものなのです。

竹内委員 そうですね。

久塚座長 それが社会的な課題であったり市民参画であったり。

竹内委員 うん、それは前のほうにずっともう入ってきてしまっているの。

久塚座長 で、ないのは公益性と。

竹内委員 社会貢献性みたいなのが入っていないという。

久塚座長 だから、要は尽きるのがこの7番は何を採点する箇所なのかという。

竹内委員 そうです。

関口委員 ちょっと言わせていただきたいのですが、要はだからこのレンジが多分ほかの項目は比較的ゼロから5とかという感じなのですが、ここだけ何か例えばある程度の公益性は認めるが、区のかかわりの必要性は認めるが、団体の自主事業として実施したほうが良いというのは、要は1、2、3、4、5ではなくてA、B、C、Dみたいな、こう何と言うのですか。

久塚座長 分かれているのでしょうか。

関口委員 選択肢なのです。

久塚座長 うん、違うのだよ、質が。

関口委員 そう、違うのです、質が。それを無理やり横に並べようとしているから何か混乱しているような気もするのですが。

久塚座長 イメージはそうだと思います。だから、これを相対評価に変えるような。

関口委員 項目にしたほうが良いということですよ。そう、相対評価にしたほうがい

いとは思いません。

久塚座長 事務局さん、今日これを確定させないとまずいのだけ、7番の文言は。

事務局 はい。もしくはこちらで今伺ったのを直して。

久塚座長 もう1回とれる？

事務局 とれるのは今度の5月27日のプレゼンのときの休憩時間にパッとお配りして、これで確定させてくださいと、それは可能です。

久塚座長 各委員に問いかけます、プレゼンの休憩時間に。

宇都木委員 これは要するにだめなほうの理由を選択するわけでしょう、1番、2番は。だから、どこかほかで、事業内容はいいのだけど公益性がだめだからではなくて、ほかのところでももう公益性だってみんな入ってきていることだから。

関口委員 例えば区の直営事業でやるべきである、いや、区の事業では一切やるべきではない、例えば助成事業としてやるべきである、委託事業としてやるべきである、民間企業でやるべきである、協働事業として実施すべきであるみたいな、そういうことを多分極端に言うと。

久塚座長 極端に言うと。

関口委員 でも、そういうことなのですよ。

久塚座長 公益性というのを理由に使っているのだけど。

関口委員 はい、結局は。

久塚座長 この事業の実施主体がどこかと。協働でジョイントしてやるべきなのか。

関口委員 やるべきなのかということですよ。

久塚座長 株式会社やるのか、完全にパブリックでその国家がやるのか、そういうやつだと思います。

関口委員 そういうことなのですよ、それを多分公益性というまくら言葉を使って説明しようとしているから混乱がやや起きているのかなという気がしますけれども。

久塚座長 そうそう、公益性というのが、行っていることが、新宿区の中でごみ処理だみたいにみんなに関係するよねみたいなことよりも、事業としてガチャン、ガチャンともう動く、権力がやるのだということから、プライバタイゼーションでやってくださいよと。その間に協働としてどう位置づけるのかということをお問おうとしていて、新宿区が出てきてNPOと誘いかけて両方でやるのにふさわしいことなのかということなのでしょう。大変なことになりましたね、これ。協働事業で1冊本が書けそうですね。



すみません、事務局さん、お願いします。

事務局 わかりました。

久塚座長 再来週まで、今のを踏まえて。ここを考えてください、よろしく。

事務局 はい、では、すき間時間をちょうだいしてということでお願いいたします。

竹内委員 これ、もう一ついいですか。今のところで、その7番の頭にあつたのを外したのですが、要するに協働事業の前に区が事業主体となったと前は入っていたわけですね。これ、これもなぜ外してしまったのかなと思って。もう当たり前だから外したということなのかもしれないのですけど。

久塚座長 先ほどと関係するのですけど。

竹内委員 そうですね。

久塚座長 やっぱり協働事業として実施するというふうになったときに、これはポリシーということもあって、あくまで区がNPOに引っ張られて四苦八苦しなながら、ちょっと区も考え方を変えないといけないなというレベルのものから、こういう形での誤解を生みがちなんだけど、結局は区の事業ですよと言っているのだから区の事業なのです、はっきり言って。だけど、それがなかなか見えないようなことがあるので、だから当然なので外した。

区の事業と言っても区長が日ごろから言っているように、それははなから決まっているものではないわけで、時代が変わり、状況が変わってくるとどれが区の仕事かな。区だけでやるのかなと、市民とどれだけ一緒にできるのかなということがまた変化する。そうしたときに固定的ではないということが起こってくるとすれば、協働ということを利用して区がやろうとしていることなので、わざわざ書かなくていいだろうと。

伊藤委員 今言ったのもちょっとひっかかる部分があるのだけど、その前にひっかかるところが6番なの。提案事業は実現性がある事業と考えますかと直るよね。それのときに、この提案する事業が協働事業として実現性があるということなのか、事業性・事業として実現性があるのかということ、二つの意味がとれるの。協働事業として実現性があるかというのと、この事業は事業性があるのか、ないのかという部分でどっちなのかなと。

久塚座長 伊藤さんはどっちにしているの。

伊藤委員 僕は協働事業としている。多分この事業の実現性が可能かどうかというのは区のほうの判断もあるけれども、NPO側の判断が大きいと思う。そこでできないと言うのなら何が間違っていてできないのか。その方法論が間違っているのか、こんなものでは絶対実現性がない、実現しないよと区が判断すればそれはそれでいいのだけどという部分。こ

の二つの見方がここに出てきてしまうわけです。

久塚座長 いや、文言整理する必要がある。

伊藤委員 そう、それと先ほどちょっとひっかかった部分というのは、何で区が事業主体としてというのがあるのだけど、協働事業って区が事業主体なのか、よく言うじゃない、NPOと行政が対等の立場でやると。その主体性はどっちかというので外れているのだと思うのだ、とってしまったほうが。だから、ないほうが僕はよくなったのではないのという判断をしているの。

久塚座長 うん、だからそもそも言うときそういうものなのだけど、この事業についていえば新宿区の事業だということは固有名詞的にはもう外れない。そもそも協働はどうかというと行政とNPOが出てきて一つの法人みたいなイメージがあって。

伊藤委員 そう、そう。

久塚座長 ジョイントしてやるということもあり得る。ただ、これはそうではないわけですから書かなくていいのではないかということだろうと思いますけれども。そこまで行くとおもしろいんだけど、新宿区も手を挙げて、NPOも手を挙げて第3の何かをつくっていいのではないかというふうになれば。

伊藤委員 第三セクターではないけどね。

久塚座長 そのほうが。

竹内委員 確かに。

久塚座長 では、1番もちょっと手を加えつつありますか、伊藤さん、そういうご意見ですよね。今大分近づいたの？文言は。

伊藤委員 文言はいいところあるよ。

久塚座長 文言はいいですか。

伊藤委員 うん。

久塚座長 ほかの委員もよければそのままだけど、質問は協働事業としてということの判断を問うということではないですかということですので、よろしいですか、そこは。

では、事務局に申し訳ない。宿題みたいな形になりましたけれども、先ほどのところを次回の休憩時間というよりはプレゼンを終わって、採点をまとめますよね。データをとるといとか、コンピューターで集計処理しますよね。その間、いつも委員の先生たち、最終結論が出るまでちょっと時間がございますので、どうですか、後で点数の一覧表をつくるのにバタバタこちらもせかせるようなイメージがあるから、その間これを進めると。

だから、その時点では高橋さんが集計しておられるかもしれないけれども、濱田さんのセクションのほうの仕事としてこれを議題にしましょうか。

事務局 かしこまりました。その時は新しいバージョンの7番のみでよろしいですか。

久塚座長 はい、7番だけでいいですね。はい、ではそうしましょう。

それと、ほかになければもう1個あるのだけど、先ほど事務局の説明で言った人員のところなのですね。

事務局 はい。

久塚座長 人員というのは実はそのアンダーラインのところ、ずっと黒で書いてあるのだけれども、資料の6を見てくださいというふうに、こちらだけ。

事務局 そうです、資料6になりますけれども、7月22日の一次書類審査の後に所管課に書いていただく意見書になりまして、こちらで「事業実施に必要な人員・体制のつくり方について記入してください」という欄を一つ最後に設けております。

ほかのところの赤い分については、今回の見直しに対応して直したところでございます。

久塚座長 ですから、最初に参考資料の2という大きいペーパーの④と③、赤い字で書いたアンダーラインを引いた所要人員算定様式の追加というのがそれですか。

事務局 はい、それがこれになります。

久塚座長 皆さん、よろしいでしょうか。ここに旧バージョンのものをつけて、これと言うと担当課意見書の中で下のほうに実際の人員の体制・つくり方に関して記入してくださいというふうに何か書き方みたいなものがあるのですか。

地域調整課長 まずこちらの赤字のところの一番下が、事業実施に必要な人員・体制のつくり方について記入してください。1枚めくっていただくと裏側に書き方のサンプルを一つご用意させていただきます。

久塚座長 はい、これでいいのですよね。はい、どうぞ。

地域調整課長 これは各課で書いていただくときに、必ず担当課の意見ということで参考、初めてのセクションもありますので、こんなことをポイントとして書いてくださいということをやっています、それでここに人員のところなのですが、提案内容に基づき、事業を実施する場合には、担当課の議論として、新たにあんなことやこんなことを行う必要があるため、所要人員として例えば1人とか0.5人とかが必要になります。そのための体制づくりについては、例えば新たに人員要求する中で確保する必要がありますということもあるでしょうし、あるいは既存の体制を見直す中で確保していきますとい

う判断もあると思いますので、ベースの書きぶりは要はこういう仕事かふえるので、だから人として何人ぐらい必要だと。それをどういうふうに生み出そうとしているのかという、その三つの内容を担当課として書いてもらう。

久塚座長 これを従前だと一次審査というか、最初のところから書いていたのを突破した後ですか。

地域調整課長 いえ、従前はこの部分は何も書いてもらう場面はなくて気合で頑張れというのが従前のところだったのです。幾ら何でもそれはないだろうというところがあって。

久塚座長 ああ、従前はなかったですか。

地域調整課長 従前はないのです。

宇都木委員 それはそういうものも含めて担当部署がやれるのか、やれないのか。だから、積極的にやれない理由に人が足りないからできませんというのが出てくればそれはそれでいい。それはそれで構わないのですね。

地域調整課長 はい。

久塚座長 どうぞ伊藤さん。

伊藤委員 今のその人員の問題。一つの事業を協働事業としてやる場合は区だけの人員でやるわけではないよね。

地域調整課長 そうです。

伊藤委員 NPOが入るわけだよね。

地域調整課長 はい。

伊藤委員 ということは、区では人員ができないけど、NPOさんがこういうことをやる人を出してくれればできるという部分も出てくるよね、当然ね。

地域調整課長 それはそうです。

伊藤委員 だから、そこはこの事前協議ではないけど、つくるときに相手との話の中で、両方でできないと言うのならできないねということになるよね。

宇都木委員 いやいや、これはNPOが代行できない部分が。

地域調整課長 そうです、そうです。

伊藤委員 あるなら別だけど。

宇都木委員 出てくるから、それはやっぱり行政の責任としてやらなければいけないのだ。その場合に優先順位でこっちのほうが既存の事業よりも優先する大事な事業だから少しはやりくりして内部の見直しでやりましようとか、新たな人員体制をつくりましよう

かという、それは行政の側がどう組み立てるかの問題だから、それは親切にそれを書く、ここへ書けば積極的な部分と、まあ、やりたいけど人がいないからしょうがない、できないのだという部分と答え方としてはうまい部分だろうと思う。

それはそういう両方あるのだと思うのです、理解は。だから、それはそれで、これはこれで書いてもらっていいのではないですか、別に悪いことではないのだから。

久塚座長 新しい事業をするとき人を充ててくれというような話と別物ですからね。よろしいですか、この点は。

伊藤委員 はい。

久塚座長 はい。では、もう一つあるのですね。

事務局 はい。では、資料7のほうを。

久塚座長 はい、続けてください。

事務局 資料7、審査方法等の見直しについて（案）でございます。こちらはちょっと現行制度の復習から入らせていただきます。現行制度については第三者機関の構成員による審査の公平性・中立性の確保という1点目と、もう1点として区としての総合的な政策判断ということで、協働を推進する上での政策判断、この二つがミックスされて総合審査というふうにしていくわけなのですが、その審査体制は協働支援会議の構成員と区職員である総合政策部長と地域文化部長2名を今まで審査員、構成員としておりました。採点は一次、二次とも評価点の6割の得点率で通過ということになります。

審査資料については、NPO等提案団体から提出された事業提案書、区担当課作成のヒアリングシートは一次審査、意見書が二次審査の参考資料としています。

こちらの右側になりますけれども、見直しの報告書で今度どのような観点が加わったかと申し上げますと、総合政策部長と地域文化部長にプラスして事業担当部長を加えて審査を実施するということになりました。これはなぜかということ、多岐にわたる事業提案や事業の実施について、協働の視点とあわせて地域課題の解決や具体的な成果、ここは効果の測定といった点を今まで以上に審査に反映していくことが必要ということで報告書にも書いてあるのですが、そのほかにもアンケートです。審査に当たって現場の意見を反映してほしいとか、事業担当部長や現場の職員を加えるべき等の意見が寄せられました。そういったご意見から事業担当部長も加えるということにさせていただいております。

そこで、問題になってくるのが審査の今までの現行総合点方式。

久塚座長 いいですか、ここからが重要な結論を出していただくということで、今まで

7人の委員、私を除いてということで、お二人の新宿区の部長さんに入ってもらっていましたが、複数の部が絡むときには部長さんがふえてくることもあり得る。

そこでどういうふうを持ち点を持ってどういうふうにしようかというもの、今から案が出てきますが、その案が出る前の判断基準、結論を得るための基準というのは、先ほど事務局が言ったように見直しの中でどういうふうにしろということが言われたので、次のような案でどうかというふうに流れていきます。

では、結論部分に入っていきます。よろしくをお願いします。

事務局 それで、見直しの考え方、3点です。審査の公平性・中立性の確保を基本に、区の委託事業として、事業担当部門の考え方をより反映する方向での見直しをしていくということと、2点目として多くの事業担当部門がかかわる中での審査の効率性の確保をしていくということと、3点目が複数の部課にまたがる事業提案がある中で、同じ取り扱いのもとで得点処理ができる審査方法を確立していくという見直しの考え方がございます。

それで、見直しの考え方の取り組の方向性といたしましては、審査体制への事業担当部門の参画、審査に当たっての評価点の比重をふやす方向での調整が必要となってくると思います。

それと、公開プレゼンテーションへの事業担当部長の参画・プレゼンテーション終了後の意見交換も実施していきます。そこで、今までの現行の総合点方式というのが事業担当部長が入ったことによって、700点満点だったら1人ふえると770点満点になったりとか、いろいろ変わってまいりますので、この総合点方式を変えていかななくてはならないというふうに考えておまして。

久塚座長 ええ、大丈夫ですかね。委員がふえるので70点持っていたらふえてくる。随分丁寧に事務局が説明していますが、要するにここの委員の数は変わらないわけ。

事務局 そうです。

久塚座長 で、部長さんの数がふえるわけ。ふえても100人までふえることはない。部は幾つあるのと課長さんに聞いたら部は幾つありましたか。

地域調整課長 先ほど14ですね、改めて数えたら。

久塚座長 はい、14あるけれども、14が丸々入ってくることもない。

地域調整課長 ええ。

久塚座長 ここの委員を超えることもほぼない。多くてここの委員の半分前後だろうというのが現実です。そのようなときに、さあ、どうする。

事務局 はい。そこで、事務局では今までの見直しの考え方、取り組みの方向性をお聞きがみまして、平均点方式がよろしいのではないかと考えているところなのです。

そのほかにもこの見直し案にございますけれども、審査に占める区職員の持ち点は70点満点の、2部長でしたので140点ございました。この140点を変更しないで、例えば部長さんが2人から5人になったとかいうことであれば、その140点割る5でやるという方策もあるのですが。

久塚座長 要するに新宿区の部長さんに140点しかあげないよと、もうどんなにたくさんでも140点という方式で行くのか、そうではなくてそれぞれご担当があるわけですから、私どもと同じような点数を持ってという形のイメージで行くのかということ。

事務局 はい、そうです。事業担当部門の考え方を反映するという意味では平均点のほうがよろしいのではないかなというふうに事務局は考えているところでございます。

それで、今まで過去にどれぐらいの部が出しているかということで、資料の大きな中の真ん中のところに21年、22年、23年というのを事例でご提示してございます。二次審査まで残っている部というのが大体3か年で全部で5部残っているの、これで行けば5人の部長さんが加わってくるのかなというふうに考えているところでございます。

参考資料1で過去3年間の各部から出たものでどんな事業が出たかということと、どれが採択されたかということをお載せております。

あと、参考資料3といたしまして協働事業提案採点表です。このA、B、C、D、Eという、審査員の皆様から採点をいただくのですけれども、この採点表を書いていただくに当たりまして、どの方式がいいかということ。

久塚座長 結論から言うと、何々部長さんたちに各委員と同じ70点あげるというのと違うのですか。

事務局 70点、はい。

久塚座長 それでいいのでしょうか。みんなが70点持つという話ではない。部長さんが5人いたら70点ずつ。

事務局 5人、そうです、皆様に。

久塚座長 だから、平等に点数を持って委員としてということ。

事務局 そうです、だから何人になっても。

久塚座長 それで、平均方式という。

事務局 はい。

伊藤委員 これをやる時に一つの提案事業があるじゃない。それにかかわる部長が入るといふの？

事務局 そうです。

伊藤委員 ではなくて、1人入るだけだよ、極端なことを言うと。ほかの部までかかわってれば3人ぐらい来るけど、その事業にかかわる部長は極端なことを言うと1人だよ。それと、今まで来られている政策部長と地域文化部長で3人という意味だよ。

地域調整課長 はい。

伊藤委員 違うの？

地域調整課長 そのこのところがちょうど表のところで行くと「事業により異なる」と書いてあるわけです。これまででしたら例えばアートプロジェクト、事業としては地域文化部和子ども家庭部がかかわっているのですけれども、これを採択するときには区の職員は2人、総合政策部長と地域文化部長（協働担当部長）がこれまでは審査をやっていました。

伊藤委員 うん、今度は2人ふえるのでしょうか。

地域調整課長 今度のところで行くと、その事業部長としてというところで子ども家庭部長が入ってくるので、総合政策部長、協働担当部長である地域文化部長と、それから子ども家庭部長の3人がそれぞれにかかわってもらわなければいけないです。

そのそれぞれに1人ずつ70点をあげるかどうかという。70点をあげて平均点でやっていくというのが一番右側のやり方です。ところが、例えば神楽坂の観光まちづくり、2年ぐらい前にあったかと思うのですけれども、あれは地域文化部のほかに都市計画部と道路の関係でみどり土木部の3部がかかわっていたわけです。こっち側で行くと総合政策部長がいて、協働担当の部長がいて、協働担当と地域文化部は一緒ですから結果4人。そこで行ったときに、それぞれやっぱり道路は道路の担当部長としての意見、都市計画だと地区計画は地区計画としての意見がありますから、1人に70点ずつをそれぞれあげて、平均点でやっていく。要は1人の部長の意見は事業の担当部長として一人前で見てあげて、平均点で出していくというのが一番右側のやり方です。

真ん中のやり方は、そうは言っても区の職員というところはやはり今まで2人枠でやっていたので、2人枠の中で閉じ込めてやっていくべきだというのが真ん中のやり方です。ですから、何人の部長がかかわろうと区の持ち点は140点の範囲にとどめてしまいます。

別な言い方をすると、見直しの報告書の考え方のところでは、区の事業部の意見をもっと反映していつてもらいたいというのをNPO側の意見だとか区の意見であったときに、



結果として5分の2とか4分の2とかというところに閉じ込めていってしまう話に、140点でやった場合にはなってしまうのではなかろうかという。

伊藤委員 そうすると反映ができていないという部分が出てくる可能性があるよね。

地域調整課長 そうです、そういうことです。

久塚座長 よろしいですか。話はみんな追っかけてきましたね。それで結論はその上限を設けなくて何人入ってきても1人70点なのですということではよろしいでしょうかということですか。

伊藤委員 はい、よろしいです。

関口委員 ちょっと確認なのですが、一次も二次も審査にその部長さんは入ることではいいのですか。

地域調整課長 基本的に入っていたらいいと思います。

宇都木委員 そうすると、仮に5人というところは何人いるのだけ。

久塚座長 7人。

宇都木委員 7人、7対5だと。それ、事業担当部署がこれをやりましようとなったら、こっちの意見は否定されるな。要するに。

地域調整課長 肯定、否定ということではなくて。

宇都木委員 ウェートがものすごく高くなるということなのです。反対の人がいないのです、その出てくる人たち、区の職員という人たちは。反対ならもともとはだめ、出てこないわけでしょう、行政としては反対というのは、そのだめだよと言う人たちは、もともとのその行政と市民団体の話し合いの中で消されてしまう可能性があるわけ。これはちょっと無理だと言ったらその可能性は高いわけではないですか。

だから、そうではなくて行政も積極的にやりましようとなると、そこはいい点数を持ってくるわけだ、既に。我々みたいに最初からゼロから判断するわけではないのだ。

久塚座長 いや、だから宇都木さんが言っているのは裏側の話で、ここがやりたいと言っても行政がだめだという話ではなくて、ここはもうこんなのやってもだめだよと思っているのにお役所がやりたいと言ったら通るのではないかということをお心配しているわけ。

宇都木委員 そうそう、通ってしまう。だって仮に5人いたら、こっちが平均点しか。

地域調整課長 すみません。そこは多分平均点の持つ意味だと思うのです。先ほどの助成金のところであったのと同じ議論かなというふうに思います。

それと、すみません、もう一つ一番大事なところをちょっとまだ申し上げていなかった

のですけれども、基本的にはその6割でクリアというお話が一つあるのですが、現在新宿区のほうで第2次実行計画という行政計画のスパンに入ってきていまして、昨年の見直しを踏まえて区長の査定をいただいたところなのですが、26年度以降の協働事業、基本的に新規の採択は毎年2事業、上位の二つにしてくださいということなのです。

初年度2事業採択しましたと。それから、その翌年のところで2事業採択したら4事業、3年目のところでもう二つ積み込んでくると6事業、だから巡航ベースで行くと二つずつ採択していくと毎年6事業ずつ走っていくというところがマックスなところなのですが、そういう中では5事業提案があるのか、8事業提案があるのかわからないのですが、一応事業としてやっていけるのはそのうちの上位の二つ。

久塚座長 だから、先ほど言った裏表なんてたくさんやろうと言っても財政的な縛りがあるということと、今度は区のほうでどんどん協働みたいなイメージで進めようと思っても、もうその予算的なものがあって二というところで歯止めがかかるということです。

その中で点数、平均点でやっていくとそんなに大きな違いはないのかなという判断だろうとは思いますがね。

宇都木委員 いや、ちょっと今大事な話だけど、それ、2事業しか採用しないということにするの？

地域調整課長 いや、予算上限として二つしか査定を受けていないということなのです。

宇都木委員 でも、2事業しかないというのだったら、最初に説明会でそれを説明しなければだめ。

地域調整課長 ですので今度の5月の説明会。

宇都木委員 そうすると、この審査というのはおのずから通常の審査はやっても3位以下はゼロだよ、要するに。だから、どういう点数をつけようとも3位以下はゼロと同じことなの。

関口委員 いや、だから。

宇都木委員 そうでしょう、二つしか選ばないのだから。

関口委員 だから、二つ意味を持つようになってくるのは、まずはそもそも2団体しか申請がなかった場合は今までどおり審査しますよね。3団体以降申請があった場合は先ほど出てきたように2団体しか審査というか、通せないわけです。

宇都木委員 いや、2団体でも採用ゼロというのもあり得る。

関口委員 あり得るのだけど、どのみち審査はしないとイケないわけですから。

宇都木委員 そう、そう。

伊藤委員 審査してプレゼンするのだよね。当然ね。

地域調整課長 そうです。

関口委員 当然、2団体だからオーケーというわけではなくて。

伊藤委員 6割以上のところは。

関口委員 だから、どのみちもれなく審査は。

地域調整課長 ですから、これまでもその見直し前のところにおいても、例えば5事業ご提案いただいても、10事業提案いただいても、いいものはいいよねということで採択という話はあったのだと思うのですけれども、どんなに提案いただいても、これはやっぱり先ほどの実現可能性とかではないのですが、違うのじゃないのというところを各先生方に厳しくご審査いただいて、結果採択に至らずということになってくるわけです。

宇都木委員 うん、だけど前提として予算の枠はそれはあると思うのだ。それは予算の枠はあっても2事業というのはないのだよ、今まで。結果として2事業とか3事業だとか、予算の範囲なら3事業だって構わない、今までは。

久塚座長 いや、だけど660万ですかね、予算が。

地域調整課長 はい。

久塚座長 それを三で分けるという話はないのですねということですよ。200万ずつで三というのは、話はないのですねと。

地域調整課長 その提案のテクニカルな部分において、それができなくはないのだと思うのですけれども、基本的には330掛ける2が基本かなと。

久塚座長 概算で出すときには1事業について330ということ、上限はわかりますけど、下限というのは。

地域調整課長 下限100万ということで置いています。

久塚座長 140万とかで出したときに、それで4事業に例えばするというようなことは、区は念頭にないという理解でよろしいのですか。

地域調整課長 一応事業と金額と両方で査定をいただいていますので、2事業で330というところの660が基本だと思っていますが。ただ、いただいた提案がやっぱり良質で、これは積極的にやっていくべきだろうというところの判断があれば、その中で後年度負担も含めて毎年が660の範囲でおさまっていればそこは交渉の余地はあると思います。

久塚座長 となると、宇都木さんと伊藤さんは説明会で二しかだめという説明になるの

か、そこはあまり説明しないのかというところに分かりますよね。

地域調整課長 ですので、1事業330、2事業を基本ということで区としては考えていますぐらいだと思います。

宇都木委員 いや、だから要するに審査して、みんながいいと思って高い点数になってきて、その結果として3団体ぐらいは合格と、審査の結果は。金があるか、ないかは別だよ。その中から金がないから、さあ、どうしましょうかというのは、これは審査とは別の政策が働くこともあり得ると思うのだ。この委員会としては3団体をこれはいい事業だからどうぞやってちょうだいと。あとはそれを受けて行政としてその審査会が選んだ3団体が本当にこの3団体削らずにそのままやるのかどうか、あるいはどうしても予算の関係があるから2団体しかやらない、やれないということになるのか。そこは審査会とは別の政策判断が働くということだってあり得るのではないの。

久塚座長 どうですか、事務局さんは。例えば全く同じ点数で3団体出てくるとか。

地域調整課長 そこはやっぱり優劣はつけていただきたいと思います、点数で表現できないものも含めて。

宇都木委員 だから、審査会は二つだけ選んでくださいというふうに審査を最初からそういうふうにするのか、要するにそういう数は関係なくて審査して、結果として3団体とか4団体とかがいい点数になって合格したということになるのか。多分2団体と言っても審査のそれぞれの受け方、審査の選び方によっては3団体ぐらい同じような点数になってしまう可能性だってあるわけだ。私は二つだけ選びましたと、よく。だけど、それがトータルしたらこれだけいるのだから、そううまくみんなの意思がそこに一つにそろうなんということはあり得ないことなので、だからそういう場合にどういう判断をするのか。

もう1回委員会に託されて、この三つのうち一つだけ削ってくださいということになるのか、そこはもう最初から審査会としての意思、ここで決めるのは何かというのをはっきりしておかないと、それは審査をする側は説明がつかない。

久塚座長 審査会は提案、申請のあった提案事業のうちのその2事業を採択するというのが私たちの仕事ということでいいのですか。

地域調整課長 基本的にはそういうふうに考えています。

久塚座長 それは外されないということですね。

地域調整課長 はい。

久塚座長 金額が安くても2事業と。

地域調整課長 基本的にはそうです、はい。

久塚座長 では、伊藤さんと宇都木さんはそれを公に言ってもいいのですか、それともホームページか何かで。

地域調整課長 いえ、それは事務局というか、区のほうで申し上げます。

久塚座長 はい。

宇都木委員 募集要項にも書かなければだめですから、かなりはっきり。2事業しか選ばないのですと。

地域調整課長 そのところが今回一つ非常に難しくしているのが、既存の事業を行政評価の経常事業の中で棚卸しをした場合には、2事業以外のところで従前予算を持っているわけなので、それはそれで採択というのはあるのです、可能性として $2 + \alpha$ が。

関口委員 うーん、なるほど。

伊藤委員 それと、まず2事業しか選べないとなると、ここは個人的な判断になるかわからないけど、僕は環境がいいから環境のほうの団体のほうを、今新宿区に必要なのは環境だよとか、それからこれは後だよとか、今度はその出てきた事業によって優劣がついてしまうという可能性もあるのだ。どっちが新宿区にとって意義があるのかと。部長たちも多分そういう判断。自分のところがとっているとする、非常に高い判断が、さっき宇都木さんが言ったように事前ヒアリングシートも出てきて、そこで多分課長だけの判断ではなくて部長も見ている可能性があるでしょう。そうすると、出しておいて落とすのはと思うと、その部長が意識的に高くするという判断もなきにしもあらず。

それで、今言ったように僕たちも自分の得意とする分野であれば、そこを高くするということも出てきてしまうのだ。今まではそんなこと何も考えないでよかったのだけ。

地域調整課長 そこはあれですよ、区長が委嘱している中でそれぞれの委員の先生方には基本的には中立であることということを前提に委嘱をさせていただいているので、あそこがいいからとか。

伊藤委員 うん、そこではなくて。

地域調整課長 そういう話では多分まず一つはないのだろうと。

伊藤委員 うん、うん。

地域調整課長 もう一つ、きょうはもしあれでしたら、そのところはもう1回区のほうで持ち帰らせていただきますけれども、その審査会の権限なり決定するのをどこまでの部分とするか。もう一つはその審査会の一定の結論を経て、どこから先を区長が決定する

部分とするかというところの議論があろうかと思えますから。

最終的に予算で二つということであるとすれば、330×2ということで、これはもう財政上のフレームが決まってしまっている話なので、各先生方、例えば10本ご提案いただいて、審査会の結論として上から10個点数をつけてくださいと。その報告を区長がいただいて、10個のうち上から二つを区長が要は採択をしましたというやり方もあるかもしれません。

久塚座長 ただ、例えば研究費なんかのやつは、もう点数を各委員がダアッと出して、上から並べていって二段階選抜で行くときはそういうやり方に近いのだと思うのです。幾つという数というよりは順位づけに近いイメージですよ。

だから、そうすると私どもが例えば微妙なのだけど、伊藤さんと宇都木さんは、それから、ポスターや広報はどこまでをどういうふうにお出しになるのですか、公に。

地域調整課長 その事業の本数について数字は打つつもりは今のところありません。以前にご確認いただいた中でも1事業当たりの予算の上限ですとか、それから何年というようなところは打ってあるのですけれども、さっき申し上げたように経常事業の2ということで言ってしまうと、では経常事業が幾つ入ってきたときはどうするのだとかと、そういうことがなかなか文章として表現ができないので、そこは説明会にご参加いただいた中できちんと説明をしていこうと。あるいは、個別に相談をいただいた中でそこにインフォメーションをしていこうと。

久塚座長 だから、協働事業提案という制度です。それと棚卸しの部分です。これをどううまく説明というか誤解がないようにやっていくかというのは難しいと思うのです。

宇都木委員 いいですか。これ、公開が前提だから、そうすると2事業ですと言ったら応募してこないところが、そっちを心配するのだ。もう出してもだめだわという話になる。その可能性があるから、だからそれも、せっかく区民参加のまちづくりの一つとして提案事業をやろうと言ったときに、あまりにもそういう採択が狭められてしまうとやってもだめかという話はあまりよくないことなのだ。

だから、そのところの兼ね合いも考えないといけないので、だから金の面から言えば額はこの範囲ですよというのは、それは示してもらってもいいと思うけど、基本的に採択は2事業ですというのは、どこかでやっぱり言わなければいけないと思うのだ、だましてしまったことにならないように。

地域調整課長 ええ、それは市民則に反しますから。

宇都木委員 ねえ、うん。そうすると、そこの意欲というか、本当にみんなが一生懸命提案しようということになるのかどうかという。それ、事業課だってそうだと思うよ、2事業しか出ないというのは、これはちょっと無理だよ、あなたのところはと最初からそういうことに出してしまう可能性はあるよ。この程度のことだと2事業の中に入らないから努力するだけむだだからほかのことを考えなさいなんていう話になりかねない、それは。

地域調整課長 そこが事業数とはリンクはしないとは思いますが。

宇都木委員 だからそこは行政だから上手にやるだろうけど、市民の側の提案だとか参加だとかというのは意欲をそがないようなことを何か工夫してもらったほうがいいよね。

地域調整課長 いずれにしても宇都木委員が言われるように、やっぱりその誤解だとか行き違いが生じてはいけませんので、そこをなかなか文字で明確に書くのは難しい、書けば書くほど原則と例外みたいなが出てくるので難しいところがあるのですけれども、しっかりと説明はさせていただきます。

竹内委員 ちょっといいですか。多分これ、要するに長期、3年にわたって提案をするようにしたので重なってくるから3年目で6事業になると。その予算で押さえられてしまうと思うのですけれども、これ提案自体はその3年の長期スパンの提案でなくてもいいわけですよ。すると、それによってその年度の予算が減。

地域調整課長 いえ、それは繰り返しになりますけれども、毎年関係で要は財政フレームが伸びたり縮んだりということはありませんということで、この間議論で確認してきていただいていますので、どこまで行ってもそれは1事業330万頭打ちで、3年を基本としてというところは、例えば3年が2年になったからと言って500万にふえるものではないのです。

竹内委員 ああ、ふえないけど事業数はふやせるということですよ。

伊藤委員 ふえない。

宇都木委員 単年度予算だから毎年毎年残ったから来年持ち越してその分使ってもいいという話にならないのだ。単年度予算だから。今年600万なら600万で300万しか使わなかったから来年の分、ふやせばいいではないかという、そういうふうにはならない。

竹内委員 でも、次の年、例えば単年度の事業が入ってきたら、3年の事業と継続していくと次の年、予算はその600万なら600万とれるわけですよ。

宇都木委員 いやいや、だからそこは600万とれるけど、だからといってそこでまた600万の範囲でまた選び直すだけの話だから、新しい人たちはいいよ。

竹内委員 それは、入れられるわけですよ。

宇都木委員 うん、新しい人。今まで続いている人は2年、2年で終わりなのだ。あと1年分残るじゃないか、だからどこかでその分使えばいいのではないかということにはならないのだ。

竹内委員 そういう意味ではなくて。

久塚座長 質問の意味がちょっと違うのです。もうちょっと判るように質問してあげて。

竹内委員 何だろう。この2事業に限定しなくてもいいのではないかと思ったのです、その3年の事業ばかりなればそうなりますけれども、例えば単年度の事業、2年度の事業というのがあれば、経過処置で見ればもっと事業をふやしても大丈夫になるのではないかと思っています。

久塚座長 要するに全部が1年間の事業だとして。

野口委員 6事業。

伊藤委員 逆に行くと次の年が大変になるという話だよ。

竹内委員 そうですね。

地域調整課長 要は4か年、毎年660万円という財政フレームで、頭打ちで押さえられてしまっていますから。どこまで行ってもそれは例えば今年使わなかったから来年とかそういう話は全然出てこないのです。

宇都木委員 うん、ないのだ。

伊藤委員 1年度の事業で500をやると、残りは160万になるわけだ。160万の事業で2事業なのだよね、極端なことを言うとそうになってしまう、660万しかないのだよ、お金が。

竹内委員 いや、最大ででも3事業は。

伊藤委員 何で。

竹内委員 3年事業だから2事業ずつだと3年間で6事業動くわけですよ、最大で。

伊藤委員 うん、動いている。

竹内委員 そうすると1事業が300万、全体で1,800万動いているわけですよ。

久塚座長 そう、そう。

竹内委員 だから、1,800万の範囲で動いていればいいという話ですよ。

宇都木委員 ああ、そう、それが違う話。

伊藤委員 そこが違う。



竹内委員 違う？

伊藤委員 うん。

宇都木委員 単年度予算だから。

竹内委員 でも、そうなりますよね。

宇都木委員 一番重なるところはそうなるけど、それはそうだよ、重なるところは。

地域調整課長 重なるところはそういうことです。

宇都木委員 総額が絶えず出っ張ったり引っ込んだりすることはあり得るけれども、今年少なかったから来年ふやすという話にはならない。

竹内委員 ああ、そういう意味ではなくて継続していけば、もう6事業がずっと動いていけば必ず1,800万ずつ動いているという。

地域調整課長 そうです、そのご理解です。

宇都木委員 それはそのとおり。

竹内委員 その間にだから出っ込み、引っ込みがあるのではないかと思ったのですが。

伊藤委員 それはいけない。

竹内委員 いや、3年ではない事業が来れば。

宇都木委員 それはこの次の事業が1年の事業という限定で募集はできないもの。

竹内委員 限定ではないけど、たまたまそういう事業があったら。

宇都木委員 いやいや、だから今年この事業は今年限りの1年で、あとの2年間はまた300万と残っているのではないかと。そういう話になる、なってくる、今の話は。

竹内委員 いや、残っているのではなくて次の年は減るわけですよ、継続の事業がなくなると。

宇都木委員 結局減ったからといってその分が上積みにはならない。

竹内委員 上積みではなくて1,800万のうちの。

久塚座長 だから、6事業で落ちるでしょう。

竹内委員 そうです。

久塚座長 で、6事業で走って、そこで6事業が全部ストップになるとして、その次の年で1年間の事業で1,800万のものは。

竹内委員 3年先を見ないといけないわけですね。

久塚座長 うん、330万のものが、いきなり6個出てくるとするじゃない。

竹内委員 そうすると3年間もできなくなってしまう。

久塚座長 うん。だから、そのそういうことだと計画が立たないので、予算というのを考えるとこれだけの金額の中でおさまることをしてくださいという話でしかないのですよね。

竹内委員 そうでしょうね。

久塚座長 だから、それは昔から裁判を含めてたくさんその事実上行っているということと、予算があるから行うということについて訴訟もたくさんあったわけけれども。

竹内委員 今まで単年度で区が見ていたのを3年の事業として見ていかなければいけないということですよ。今はそういうものないのですけど。

久塚座長 実態は1年ごとで進んでいくのですけど。だから、一番心配するのは1年間にとって2つということですけど、それが2年目になるというふうになって、3年目になると6つになって、6つが走っているということがずっと続けば、回転していけば、我々が途中で心配し始めたみたいに何もいいのがとれなかったらどうしようみたいな、点数が低いようなのばかり出てきたときに、逆に言うと走らせると言うけど何もないよねみたいなことになると、違った心配をしなければいけないわけです。そういうことが出てくる可能性というのは。

宇都木委員 あるよね。2と限定してしまうと可能性がある。

久塚座長 そこをどう見るかなのだ。

宇都木委員 もう本当に確信があるやつでというのばかりではないから。だめもとで出してみるかなんて言って、それで全くゼロというわけにいかないから。

地域調整課長 そこは多分、例えば助成金はある意味立ち上げでもあり、事業に勢いをつけなければいけないからいろいろあってもいいのだと思うのですけれども、区の事業としてやっていく中で、一定の地域の課題を解決してやっていくというところでだめもとでというのは、なかなかやっぱり区側はつらいものがあります。

宇都木委員 本人たちはだめもとなんて言わない。言わないけれど、例えば僕は半分行政のほうの担当のところに、何か一つや二つ出さないとまずいぞと言って、そういうのはだめもとに近いのだ。とりあえず格好つけるから一緒に出しましょうよという話になる。

そういうものと積極的に参加をしていこうというところをどう調整するかというのは、あまり制約されてしまうと参加意欲がなくなってしまうからそっちのほうも心配だなと思っっているのです。だから、そこをどうやってうまく説明するか。どんどん出してくださいます。とりあえず今年だめでも来年また出してくださいますとかいろいろやり方はあるだろうけど、あまり厳しくしてしまうと、これ、なかなか出してくるほうは制約がかかってしまう

のではないか。

伊藤委員 出てみないと判らないよな、選んだものが全部行政側から出たものだったら。そういう懸念もなきにしもあらずだよね。いろいろ出てみないとわからない。

久塚座長 広報で打っているのを見て、国のやつでも総額は書いてあって、概ねの件数は書いてあるみたいなのが多いではないですか。1事業当たり330万円上限とする。予算枠はこれだけ書いてあって、その出せる範囲というのは例えば広報で金額を出してくださいと言われたときにホームページで何が出せる、2件というのはやっぱり出しにくい？

地域調整課長 もし言えば出せますね。

久塚座長 ねえ、で、出しますか。

事務局 いや、広報原稿は先ほどお配りしているのですが、件数とかは入れていないです、330万。

野口委員 入っていないのでしょうか。

事務局 入っていないです、入れないです。参考資料で、金額等は入っております。

久塚座長 まだそのときには2件と言われていなかった？

事務局 いえ、2件というのは計画事業のローリングで既にもう。

地域調整課長 新年度を迎えるのに当たってその結論は持ってはいたのですけれども、先ほど申し上げたように限られた紙面の中で、例えば新規の提案については2件、行政評価で棚卸しをした部分については件数は問いませんとかと、その行政評価の経常事業評価とか棚卸しとかと意味がわからない中で、そこまで書いても多分余計混乱するだろうと。

関口委員 まあまあ、それはそうだ。

地域調整課長 ええ、ですからそこは説明会なりでしっかりと説明していくことが大事だろうということで私が判断しました。

宇都木委員 この提案はいいから行政の本来事業に組み入れてしましましょうという、提案制度で提案してくれなくても、これは協働事業として、本来の事業としてやりましょうと言って採択してくれればそれはそれでいいのだ。それはあり得ることでしょう、行政が提案して、行政といろいろ話ししているうちに。それも本当は提案制度で採択されたうちのひとつなのだ。だから、この審査会にかかるかどうかは別の問題として。

だから、そういうものも積極的に出してほしいということ、そういう協働事業があると。

久塚座長 常日ごろ事業が。

地域調整課長 そのところで申し上げればここ何年かこの提案制度、あるいは助成金

についてのご議論をちょうだいしているわけなのですけれども、先般100何事業の区としての協働の全体の取り組みというところもご紹介させていただいています。まさにあの中で各部各課が実際に動いてやっているのです。ですので、それは宇都木委員が言われるように引き続き各課の事業の中でこの審査会とか提案制度に乗るか、乗らないかは別にして、役所だけで課題解決はなかなか難しいのです。

久塚座長 広報するときに新宿区の協働事業として取り上げて進んでいるやつがあるじゃない。あれを積極的に見せるということはやっぱり大事で、それはこれの予算ではないけれども、新宿区の議論になる。極端に言うとその300万なら300万がついて走っているというイメージでしょう。

だから、そういうところをうまくこの委員会はたまたま単年度で幾つ採択するよということ言われているのだけど、その後走り出したのを見ると予算がついて、半永久かどうかは別として500万とかつけて走っているのだったら、ここの予算が走っているのと同じようなイメージになってしまうわけでしょう。

地域調整課長 はい。

久塚座長 だから、そこをうまく使って協働というので、こういうのが走っていますというのを出していくと、たった2つに見えているのだけれども、それがずっと事業化していくということになるし、棚卸しもその中でうまく使っていけるのではないかと思います。

地域調整課長 そうですね、まさに座長がおっしゃるとおりで『Let's協働』という冊子をつくらせていただいているのですけれども、あれも要は提案制度と助成金を取り扱ってきて、その広報媒体だという位置づけは一つあるのですが、新宿全体でやっている協働の取り組みをもっと可視化して顕在化しろということで、実は高橋さんにはオーダーを入れたところなのです。今年やり切れるかどうかというところはあるのですけれども、その全体の協働の中で提案制度がやっているのはここなのですよとか。

久塚座長 そう、そう。だから、提案制度がやっているのは仕組みとしてここというのと、今度は実態として動いていくわけでしょう。実態として動いたときにはここから始まってここになったというのが見えるやつをやらないとだめ。

地域調整課長 はい。ですから、そこは今年、来年というところで高橋君にこう、ご期待ということで。

宇都木委員 皆さんに釈迦に説法だろうけど、提案制度というのはある意味で政策誘導だから、こういう提案制度を使って区民が提案することがどんどんふえていって、もちろ

んここの委員会にかからなくてもどんどんそのそういう事業が、区民からの提案が事業化していくことが大事なことなので、その政策誘導を提案制度がやっているわけだから、そういうものだということをもうちょっと前に出ていけば、そこはこの提案制度の持つ本来の役割というのが果たせると思うのだ。

井下委員が協働推進計画に関わっていたときに、何かそういうことをやりましょうよと言ってきたときには、この人なんかもう明日から新宿区がもう全部提案制度で埋まってしまって、行政が受け切れないぐらいいっぱいいくと喜んだのだけど、そこはそういうことを少し区民にも広報というか知らせるとか、ここの委員会にかかることだけが提案制度ではないのだよということを広く、宣伝してもらっていいと思うけど、本来そういうものだから、そこのところをもう少し強調してもらおうと、ここではなくてもそっちでもそういうことが可能なのだよということがみんながもっと知るようになることをお願いしたい。

久塚座長 そうそう、だから。

地域調整課長 それは本当にしっかりと受けとめさせていただきたいと思います。昨年そうした中で濱田さんにはしゃかりきになってこの提案制度の見直しを回してもらって、西堀さんにはこのセンターの立ち上げというところで、去年、今年来ていますので、これが今回の見直しを含めてある程度軌道に乗れば、その次のステップとして今やっていることをもう1回きちんとやっぱりオープンにして、新宿全体でこういふ。

久塚座長 結局1個1個がやっぱりこう分立しているみたいな感じ、イメージなので、ここ自体も相対化できるような位置づけになると、閉ざされたものではないし、いいものになると思うのです。だから、高橋さんがいろんなものをつくってくれているけど、あの中に動きとか流れが見えるような、事業化していつて走っているやつだとか、どこからスタートしたとか、区が独自にやっているものがどういうものであるとか、それをちょっと見せてもらって、ここの議論もその中にうまく入って、何より大事なのは区民が期待感を持って、もうやっても無理だではなくて、区にお願いしにいくとか、区に要望を出したら、それは事業化することもあるのだということをはっきり見せないでだめですね。それをぜひ工夫して、その一翼を担っているのがここでもあるわけだから。

伊藤委員 ちょっと一つだけ教えてほしいのだけど、可能性として例えばここで今言ったように協働事業として出てきたやつを審査して点数つけるじゃない。例えば今度は事業部長が出てくるじゃない。そうすると、そこから外れたものでも事業部長判断で自分のところの本来事業に持っていくということも可能性はあるよね。協働事業ではなくて、わざ

わざみんなで審議していいと言うのだけど、上から二つでもったいないのはあるじゃない。それが逆に言ったらここで審議したものがそのまま向こうにこの協働事業ではなくて持っていかれるという可能性もあるよね。

宇都木委員 そうしてもらったほうがいいよ。

伊藤委員 そういうのもね、よければだよ、よければ。

地域調整課長 よければということで。

伊藤委員 ねえ、事業部長が出てきてやっているのだから。

久塚座長 伊藤さん、何を誘導しようとしているの。

伊藤委員 違う、違う。そういうふうに事業部長がいいと思えば持っていつてくれるといいねと、私たちもやったかいがあるねということだよ。

久塚座長 いや、だから普通に審査しましょう。

伊藤委員 そう、私たちはそれで二つだろうが関係なくやりましょうということ。

宇都木委員 だから、もう1回審査のときに問題を整理して、それで審査に当たるようにしましょう。

久塚座長 あまり皆さん、きょう言ったことの全く裏返しのことを後で発言では困るのだ。やっぱり行政としてやっていく、基本として私たちは協働のこれをつくったわけだから、それをやっていこうよというふうにやっているの、それが前に進むような仕組みにしていくということが仕事ですので、だから2つを幾ら6つにしても件数がふえても金額はそれきりになるわけだから、議論としては2つというのは、私も先ほど事前打ち合わせで先ほどいろいろお伺いしましたが、宇都木さんの発言もよくわかります。

ただし、これは極論して一つの事業に100円あげるからという話には幾ら何でもあり得ない。100円で何百何万という。事業として実施していくのであれば1事業、あれぐらいの金額という換算すれば2か3で。それは課長さんが例えば200万で複数なり、そういうのが出てきたら相談の仕方があるでしょうとおっしゃったのは、はなからここで可能性は金額によって事業数は変わりますなんていうことは言えない。予算ベースでしか広報できないわけで、予算を組むときに概算要求で幾つでとやっているだけで、その個数というのは最初から広報できる話ではないので、実際に出てきたときに臨機応変で、みんな同じような点数のが3個残ったと、上位に。これは250万を3で割るとあれだけど、200万を3だと600万だなという話になったら、また話は違う展開になると思うのです。

そのときは課長や部長にプッシュしたり、あるいはどう考えるか、委員会は3と、同じ

にするとしたということであげてもいいのだろうと思います。そのときに新宿区がこう判断したと言ったら、それを今度はこの委員会の結論とすればまたいいのだろうと思うので。

今日のところはその動かない予算枠をベースとしたということで、そのこととの意味合いで330万ということであれば、逆算すれば2団体というのを表に出して、伊藤さんや宇都木さんがわざわざ言うことでもなかろうというふうに思います。幾つですかという、まあ、予算枠からこれだということは動かない、既に決定されたことですからということ以上の説明はしようがないのだろうなというふうに思います。

ただ、きょうのこの議論で久しぶりにみんなファイトが出てきたというか、いい議論だったと思います。事務局も大変な整理をする中で最後のところだと思いますから。次回は赤字で濱田さんに宿題で出ている部分と審査というふうになります。

竹内委員 ちょっとだけ、いいですか。行政からの提案ということで経常事業の評価で何かものすごく悪いものというような話があったのですが、そういった何か見込み的なものは何かあるかどうか。

久塚座長 どうぞ。いや、話せる範囲で。

地域調整課長 ワークライフバランスの関係でこの前ちょっとご紹介したのがあったかと思えますけれども、その関係でぜひNPOさんのお力を借りたいと。企業、事業所等の地域貢献活動及び働きやすい職場づくりに関する事例収集、協働発信というようなところで一定のNPOさんの力をこの提案制度の中で借りることはできないだろうかというところが一つ出てきております。

もしかすると若者の就労支援みたいなところでも、もう1本出てくるかもしれません。

久塚座長 そういうことの中から言うと、見直しのところでその前のところだと区からの課題提起部分も予算の中に入れるかどうかみたいなことを審議してきたわけではないですか、みんな3,000万がどうのこうのと言って。今度その2つがこう出てきてやろうというふうになると、それも予算の中に入れてしまうわけよ、昔の制度で行くと。

竹内委員 それを検証でやるのではなくて。

地域調整課長 ちょっとそここのところは整理が必要になってきますけど。

久塚座長 今からだから。だけど、そういうのが出てきたということは一步前進なわけです。それがあるので、課長さんはさっきから、もにやもにやそういうのをどう考えますかみたいなことを言いたいんだけど、事務局なので。

宇都木委員 それがいい提案があったら本来事業として区がちゃんとまとめ込んで来年

度以降の事業化、区自身の事業として一緒にやれるということが一番いいことだから。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 それがこの委員会にかかろうが、かかるまいが、それはいいことだからどんどんやってもらおう。そういうことをどんどん提案してもらおうと、行政には。

久塚座長 だから、光の当て方ですね。もうこの委員会からだとも660万で1,800万みたいな話だけけど、さっきみたいなのが出てきたときにお金はどこが握っているのだ、どこが決定するのだと見方を変えれば3,000万とか4,000万に膨れ上がることをここでやっているみたいなのに近いイメージになってくるわけで。

だから、あまり予算の執行のところだけでラインを引くと言うより、実態として協働がどう進んでいくのかなということを考えたほうがいいのではないのかなと思いますけど。

宇都木委員 それはだから予算的に、協働と。

久塚座長 うん、最終的にはね。だから、一個でも二個でも出てくるというのはいいことだと思います、すばらしいことだと。特に1本目がNPOのアイデアが何かあればというような思いを持っているということはいいなとは思いますが。

関口委員 最後に、経常事業の改善の提案ということで出てきた案件については、特段その予算のフレーム外ということでもいいのですか。

地域調整課長 そうですね。

久塚座長 それで見直しのところであったじゃない、その向こうの話なので。

関口委員 ああ、では、例えば幾つそこは採用してもいいということですよ。

地域調整課長 理屈から行けばそうなります。

関口委員 そういうことですよ。

地域調整課長 ですから、3本かもしれないし5本かもしれないし7本かもしれないし。

関口委員 ああ、そうですね。どっちかと言えば実績はそっちのほうで稼ぐと言ってはあれなのですが、NPO側もその狭い2枠よりかは、どちらかというとも既存の事業の改善を提案したほうが受かるのではないかという可能性はある？

久塚座長 それは提案ではないじゃないですか。それは棚卸しのほうの話なので、日常的に新宿区に働きかけることは自由ですけど、枠があるわけではないので。ですよ。

地域調整課長 ごめんなさい。経常事業としてやってきているその予算は、それは巡航ベースでやってきている。枠と言えば枠はあるわけです。

久塚座長 いや、枠だけこれではないですよ。



地域調整課長 はい、そういうことです。

久塚座長 ねえ。関口さんはあたかも働きかけてこれに乗っかる発言になると思っ  
てい  
るわけではないですよ。

関口委員 どういうことですか。

久塚座長 行政に提案したら箱が1個できるとか、そうではないよ。

関口委員 いえいえ、もちろんそうです。だから、今既存の例えばワークライフバラン  
スの事業が3,000万でやっているという事業があったら、そちらに今回のこの枠組み  
を使って提案するということですよ。

久塚座長 いや、それではないの。

関口委員 えっ？

宇都木委員 行政に直接提案すればいいわけでしょう。

久塚座長 事務局、どうですか。

地域調整課長 ですから、そこは多分提案の内容だと思います。

宇都木委員 両方あるよ。

関口委員 もちろん両方あるのですけれども、今議論しているのはこの提案制度を使っ  
てどうするかという話なので、それは3,000万の枠は今回の660万とは別枠であく  
まで考えるということですよ。

久塚座長 別々に、そうそう。

関口委員 そうですね。だから、私がNPO側だったら、例えばどっちが受かりそう  
かなというのを考えたときに、手間暇かけて申請書を書いて公開プレゼンまで行かなけれ  
ばいけないので、それだったら全く制限のない、多少分野は限られていても経常事業のほ  
うだったら予算額もおそらく大きいだろうしそういう制限もないわけですから。

久塚座長 今、正しい理解でいいですか。

地域調整課長 ですから、そこは。

関口委員 もちろん内容次第です、内容次第だけど。

伊藤委員 容易かどうかともわからないよね。より厳しいかもわからないよね。

関口委員 提案するNPO法人側だったらそう考えるのではないかなと思うので。

宇都木委員 それはいいのだって。提案制度があろうがなかろうが、積極的にやれば。

関口委員 いや、だから。

久塚座長 事実上働きかけるというのと、制度との理解でよろしいですよ。

地域調整課長 すみません、座長、もう1回言ってもらっていただけますか。

久塚座長 事実上NPOが日ごろの活動としてそういうことをやるのは。

地域調整課長 それはもう。

関口委員 それはやればいいのです。それはそうだと思います。

久塚座長 もちろん制度に乗かってそれをやるというのもそれでいいのですよね。

地域調整課長 協働はいろんな形で働きかけていただいて結構だと思います。

関口委員 そうですよね。いや、だからわざわざそれを経常事業として今回こう売り出しているわけですから、なるべくこっちを使っていただくという方法で。

宇都木委員 こっちが提案したけど行政が、別枠でやりましょうと言うかもしれないし。

伊藤委員 そうそう。そっちのほうが。

関口委員 いや、ちょっと面倒くさいのであっちでやりましょうみたいなのは、それはあるかもしれない。

久塚座長 そうね。

関口委員 今いろいろあると思います。

宇都木委員 だから協働のあり方というものをもうちょっとできれば丁寧に区民に説明してあげて、これだけが協働ではないのだよ、この委員会だけが協働ではないのだよということをやっぱり知らしめて。

関口委員 だから、提案制度というところですかね。

宇都木委員 やっぱり入口はそうかもしれないけど、やり方としてはいろいろあるから。

竹内委員 ちょっとそれに関連してですけど、制度が変わってしまったので、多分行政サイドの問題ですけど、この提案制度としての活動成果とか評価をどういうところでやるかというのをちゃんとしておかないと多分いけないと思います。今までは事業が4年で40ふえればという指標でいろいろやっていたのですけれども。

地域調整課長 ですから、それぞれの事業評価をやっていただくときに、やっぱり当初立てた計画どおりに目標が達成できているのかどうなのかということはこの委員会の中できちんと評価をしていただくことが翌年度の継続にもつながっていきますし、最終的に3年終わった後、本当に引き続きやっていくかどうかという判断にもつながっていくという、そこがポイントになってくると思います。

だから、数で幾つ採択したという話と、それからそれぞれの事業が全投入した意味がきちんと達成できているかどうか。

宇都木委員 はい、了解。

久塚座長 いいですか。何かいろいろ思いはあるでしょうけど。

宇都木委員 はい、では終了。

久塚座長 では、きょうはこれで終わります。お疲れさまでした。

— 了 —